

和歌山県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、高齢者施設等の防災・減災対策及び感染症の予防・まん延防止対策を推進し、利用者の安全・安心を確保するため、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱（平成24年7月17日付け厚生労働省発老0717第2号厚生労働事務次官通知別紙）、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱（平成18年5月29日付け老発0529001号厚生労働省老健局長通知別紙。以下「実施要綱」という。）及び和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、和歌山県内（中核市を除く。）に介護施設等を整備する事業者（市町村を除く。以下「補助事業者」という。）が実施要綱第3の1（1）による防災・減災等都道府県事業整備計画（以下単に「防災・減災等事業整備計画」という。）に基づいて実施する事業であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 既存の高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業
- (2) 社会福祉連携推進法人等に係る高齢者施設等の大規模修繕等支援事業
- (3) 国土強靱化対策と一体的に行う大規模修繕等支援事業
- (4) 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業
- (5) 高齢者施設等の水害対策強化事業
- (6) 高齢者施設等の給水設備整備事業
- (7) 高齢者施設等のブロック塀等改修整備事業
- (8) 高齢者施設等の換気設備整備事業

(交付額の算定方法)

第3条 補助事業における、対象事業、補助基準単価、単位、補助率及び補助対象経費は、別表のとおりとする。

2 補助金の交付の額は、次に掲げる方法により算出された額を上限として、予算の範囲内で知事が定める額とする。

- (1) 対象施設毎に、別表の第5欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄附金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄附金収入額を除く。）を控除した額のうちいずれか少ない方の額を選定する。
- (2) 前号の規定により選定した額と別表の第2欄に定める補助基準単価に同表の第3欄に定める単位の数に乗じて得た基準額とを比較していずれか少ない方の額を選定する。
- (3) 前号の規定により選定した額に別表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額を補助金交付の上限額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とする。

(補助金の対象外経費)

第4条 次に掲げる費用については、補助の対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用

- (2) 職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設に要する費用
 - (3) 他の国庫負担（補助）金等において別途補助対象とする費用
 - (4) その他施設等整備事業として適当とは認められない費用
- （交付申請の添付書類の様式等）

第5条 規則第4条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類の様式等は、次のとおりとする。

書類	様式	提出部数	提出期限
事業計画書	別記第 1 号様式	1 部	別途指定する日
申請額算出内訳	別記第 2 号様式		
補助事業に係る予算（見込）書の抄本			
役員名簿			
その他知事が求める資料			

- 2 補助金交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助額を補助対象経費で除して得た割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付条件）

第6条 規則第6条の規定により補助金の交付に際し付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更（知事が軽微な変更と認める変更を除く。）を行う場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに単価30万円以上の機械、器具その他財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年9月26日政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間（以下、「処分制限期間」という。）を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならないこと。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (7) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかで

ないため、消費税等相当額を含めて申請した場合は、次の条件に従わなければならないこと。

ア 実績報告を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合は、これを補助金から減額して報告しなければならないこと。

イ 実績報告書の提出後に、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合（消費税等仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、その金額（実績報告においてアにより減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（別記第3号様式）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならないこと。

ウ 補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行わなければならないこと。

（8）補助事業者は、補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、これらの帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならないこと。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は処分制限期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しなければならないこと。

（9）補助事業者が補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならないこと。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除くものとする。

（10）補助事業者が補助事業を実施するために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならないこと。

（11）補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。

（12）この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄附金配分金の補助金の交付を受けてはならないこと。

（変更の承認）

第7条 前条第1号の規定により知事の承認を受けようとするときは、補助事業変更承認申請書（別記第4号様式）に変更事業計画書（別記第1号様式）及び変更申請額算出内訳（別記第2号様式）を添付して知事に提出しなければならない。

（中止及び廃止の承認）

第8条 第6条第2号の規定により補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、補助事業（中止・廃止）承認申請書（別記第5号様式）を知事に提出しなければならない。

（変更交付申請）

第9条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、補助金の変更交付を申請しようとするときは、補助金変更交付申請書（別記第6号様式）に変更事業計画書（別記第1号様式）、変更申請額算出内訳（別記第2号様式）を添付して知事に提出しなければならない。この場合において、第7条の補助事業変更承認申請書の提出を省略することができる。

（交付決定前着手の届出）

第10条 やむを得ない事情により補助金の交付決定前に事業に着手する必要があるときは、補助金交付決定前着手届（別記第7号様式）を速やかに知事に提出しなければならない。

（実績報告書の添付書類の様式等）

第11条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書に添付すべき書類の様式等は、次のとおりとする。

書類	様式	提出部数	提出期限
事業実績書	別記第8号様式	1部	別途指定する日
精算額算出内訳書	別記第9号様式		
その他知事が求める資料			

（その他）

第12条 規則又はこの要綱に定めるほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月19日から施行し、令和元年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月26日から施行し、令和7年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年7月13日から施行し、令和8年度の補助金から適用する。

別表（第3条関係）

1 区分	2 補助基準単価	3 単位	4 補助率	5 対象経費
(1) 既存の高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業			10/10	防災・減災等事業整備計画に基づく事業の施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
（広域型施設等） ・軽費老人ホーム（ケアハウスA型・B型） ・有料老人ホーム ・宿泊サービスの提供を行う通所介護事業所	スプリンクラー設備を設置する事業（延べ床面積1,000㎡未満の施設に限る。）	10,460 円		
	消火ポンプユニット等を併せて設置する場合の加算	2,630 千円		
	自動火災報知設備を設置する事業（延べ床面積300㎡未満の施設に限る。）	1,170 千円		
	消防機関へ通報する火災報知設備を設置する事業（延べ床面積500㎡未満の施設に限る。）	351 千円		
(2) 社会福祉連携推進法人等に係る高齢者施設等の大規模修繕等支援事業			3/4	
（広域型施設等） ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型） ・養護老人ホーム ※社会福祉法（昭和26年法律第45号）第128条第1号イに規定する社会福祉連携推進法人の社員又は令和4年4月以降に吸収合併若しくは新設合併を行った者が設置又は所有するものを対象とする。		66,400 千円		

(3) 国土強靱化対策と一体的に行う大規模修繕等支援事業			2/3
(広域型施設等) ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・軽費老人ホーム(ケアハウス・A型・B型) ・養護老人ホーム ※和歌山県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金を充てて実施要綱第4の2に定める事業を実施するものを対象とする。	31,600 千円	施設数	
(4) 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業			3/4
(広域型施設等) ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・軽費老人ホーム(ケアハウス・A型・B型) ・養護老人ホーム	知事が認めた額	施設数	
(5) 高齢者施設等の水害対策強化事業			3/4
(広域型施設等) ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・軽費老人ホーム(ケアハウス・A型・B型) ・養護老人ホーム	知事が認めた額	施設数	
(6) 高齢者施設等の給水設備整備事業			3/4
(広域型施設等) ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・軽費老人ホーム(ケアハウス・A型・B型) ・養護老人ホーム	知事が認めた額	施設数	

(7) 高齢者施設等のブロック塀等改修整備事業			3/4
(広域型施設等) ・特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・軽費老人ホーム(ケアハウス・A型・B型) ・養護老人ホーム ・有料老人ホーム ・老人短期入所施設(特別養護老人ホームに併設されていないものに限る) ・通所介護事業所 ・老人福祉センター(特A型・A型・B型) ・老人福祉施設付設作業所 ・老人介護支援センター(在宅介護支援センター) ・在宅複合型施設	知事が認めた額	施設数	
(8) 高齢者施設等の換気設備整備事業			10/10
(広域型施設等) ・特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・軽費老人ホーム(ケアハウス・A型・B型) ・養護老人ホーム ・有料老人ホーム ・老人短期入所施設(特別養護老人ホームに併設されていないものに限る)	4,310 円	整備対象面積 (㎡)	

(注1) 広域型施設とは、定員30人以上の大規模施設等の施設であるが、通所介護事業所については定員19人以上の施設とする。

(注2) 第3欄の整備対象面積について

- ・(1)の整備対象面積については、施設の延べ床面積を上限として、知事が必要と認めた面積とする。
- ・(8)の整備対象面積については、居室・宿泊室の延べ床面積を上限として、知事が必要と認めた面積とする。

(注3) 下限額について

- ・下表左欄の事業について、第5欄の対象経費の実支出予定額が同表右欄に掲げる額を下回る場合、第2欄の交付基準単価は0円として取り扱うものとする。

(4) 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業 ※ただし、燃料タンク整備に係る費用を除く	5,000 千円
(6) 高齢者施設等の給水設備整備事業	5,000 千円